

観光施設等受入環境整備支援事業費補助金交付要綱

令和2年7月22日
商工観光労働部
観光経済交流局観光推進課

(趣旨)

第1条 県は、市町村が設置する宿泊施設及び観光施設等における感染防止対策のさらなる充実を図るため、予算で定めるところにより、別表で定める事業主体に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率等は、別表のとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第3条 補助金の交付の申請を申請しようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第4条 規則第3条第1号の事業計画書及び同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第1号及び様式第2号によるものとし、同条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 見積書又は工事費の内訳がわかるものの写し
- (2) 施設改修にあつては、平面図等の工事に係る図面の写し
- (3) 施設改修にあつては、改修工事前の現場写真
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。
- (2) 規則第21条第1項の規定により知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後において

ても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
(4) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げのできる期限)

第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第7条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の20パーセント以内の増減とする。

(計画変更の承認)

第8条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 事業計画書又は収支予算書の内容を変更しようとするとき 変更承認申請書
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、補助事業の遂行が困難となったとき 補助事業遂行困難等報告書及び補助事業の遂行状況を記載した書類

(補助金の交付方法)

第9条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、知事が特に必要と認める場合は、概算払により交付する。

(実績報告)

第10条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書(別記様式第3号)
 - (2) 収支決算書(別記様式第2号)
 - (3) 工事請負契約書又は発注書及び発注請書の写し
 - (4) 工事請負費等の請求書又は領収書(口座振替による振込受付書)の写し
 - (5) 工事完了報告書、納品書等の事業の完了を証明する書類の写し
 - (6) 整備前後の写真
- 2 第3条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付を申請した者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。
- 3 第3条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額をした場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第4号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第11条 規則第21条第1項ただし書の規定により知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年

数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数に相当する期間とし、同項第2号及び第3号の規定により知事の定める財産は、1件当たりの取得金額が50万円以上のものとする。

（書類の提出部数等）

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和2年7月22日から施行し、令和2年度の予算に係る観光施設等受入環境整備支援事業費補助金から適用する。

(別表)

区分	事業主体	補助対象経費	補助率等
市町村が設置する宿泊施設または観光施設等の受入環境整備等に要する経費	市町村、市町村が設置する公の施設の管理を行っている者	観光施設等受入環境整備支援事業実施要領（以下「要領」という。）の3に要する次の経費 ・備品購入費 ・備品購入に伴う施工費（施工に伴う運搬費を含む。） ・委託費 ・設計監理費 ・工事費（附帯工事費を含む。） ・その他必要と認める経費	（補助率） 補助対象経費の2分の1以内 （補助上限額） 1施設あたり40万円を上限とする。